

平成26年 7 月 23日

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録

秩父広域市町村圏組合議会

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
説明のための出席者	4
職務のため出席した事務職員	5
開会・開議	6
議事日程について	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸報告	6
管理者提出議案の報告	7
管理者の挨拶	7
一般質問	9
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
閉会	22

秩広組告示第11号

平成26年第2回（7月）秩父広域市町村圏組合議会定例会を、次のとおり招集する。

平成26年7月16日

秩父広域市町村圏組合
管理者 久喜邦康

1. 期 日 平成26年7月23日（水）午前10時
2. 場 所 秩父クリーンセンター3階大会議室

平成26年7月23日

秩父広域市町村圏組合議会定例会

秩広組告示第11号

平成26年第2回（7月）秩父広域市町村圏組合議会定例会を、次のとおり招集する。

平成26年7月16日

秩父広域市町村圏組合
管理者 久喜邦康

1. 期 日 平成26年7月23日（水）午前10時
2. 場 所 秩父クリーンセンター3階大会議室

秩父広域市町村圏組合議会定例会議事日程

平成26年7月23日午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 管理者提出議案の報告
- 第 5 一般質問
- 第 6 議案第12号 秩父広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第13号 財産の取得について
- 第 8 議案第14号 秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について

(開会 午前9時56分)

出席議員 (16名)

1番	浅海	忠	議員	2番	大久保	進	議員
3番	木村	隆彦	議員	4番	落合	芳樹	議員
5番	山中	進	議員	6番	高野	宏	議員
7番	松澤	一雄	議員	8番	荒船	功	議員
9番	富田	能成	議員	10番	若林	スミ子	議員
11番	大野	喜明	議員	12番	大澤	径子	議員
13番	齊藤	實	議員	14番	新井	利朗	議員
15番	黒澤	光司	議員	16番	小菅	高信	議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

久喜	邦康	管理者
加藤	嘉郎	副管理者
石木戸	道也	理事
大澤	夕キ江	理事
福島	弘文	理事
木村	健一	監査委員
森	真太郎	事務局長
若林	利忠	消防長
福原	隆夫	会計者
平沼	邦夫	事務局兼 福祉保健課長 課長
阿保	登	消防本部長 次長
梅澤	茂	消防本部長 次長
荒船	和夫	消防署長
小泉	裕男	専門員兼 総務課長
富田	豊彦	管理課長

森	下	今朝八郎	業務課長
野	澤	好博	クリーン センター 所長
今	井	祐二	環境衛生 センター 所長
坂	本	哲男	予防課長
赤	岩	和彦	警防課長
吉	岡	康明	指令課長

職務のため出席した事務職員

富	田	豊彦	書記長
千	嶋	浩	書記

午前9時56分 開会

○開会・開議

議長（松澤一雄議員） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第2回秩父広域市町村圏組合議会7月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議事日程について

議長（松澤一雄議員） 議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○会議録署名議員の指名

議長（松澤一雄議員） まず、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において指名いたします。

11番 大野喜明 議員

12番 大澤径子 議員

13番 齊藤 實 議員

以上3名の方をお願いいたします。

○会期の決定

議長（松澤一雄議員） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（松澤一雄議員） ご異議なしと認め、よって会期は本日1日と決定いたしました。

○諸報告

議長（松澤一雄議員） 次に、諸報告を行います。

監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

この際、監査委員に説明を求めます。

木村監査委員。

（木村健一監査委員登壇）

木村健一監査委員 おはようございます。監査委員の木村でございます。それでは、例月出納検査の

結果についてご報告申し上げます。

お手元に配付されております報告書は、平成25年度における平成26年1月から5月まで、また平成26年度に係る平成26年4月及び5月の一般会計及び歳入歳出外現金について出納検査を実施したものでございます。これらについて検査しましたところ、一般会計及び歳入歳出外現金とも現金出納簿の各月末残高は検査資料と符合し、正確に処理されておりました。

また、歳計現金等については定期預金及び普通預金により保管されておりまして、通帳、証書等の管理も適切でありました。

なお、平成26年5月末現在の一般会計及び歳入歳出外現金の残高は平成25度は4億3,059万479円、平成26度は5億7,287万7,083円であり、合計10億346万7,562円であることを確認いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（松澤一雄議員） 以上で諸報告を終わります。

○管理者提出議案の報告

議長（松澤一雄議員） 次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

書記に朗読いたさせます。

（千嶋 浩書記登壇）

千嶋 浩書記 ……（朗読）……

秩広管発第218号

平成26年7月23日

秩父広域市町村圏組合議会

議長 松澤一雄様

秩父広域市町村圏組合

管理者 久喜邦康

組合議会付議議案について

本議会に付議する議案を、次のとおり提出します。

記

議案第12号 秩父広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例

議案第13号 財産の取得について

議案第14号 秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について

議長（松澤一雄議員） ただいま報告いたしました議案は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○管理者の挨拶

議長（松澤一雄議員） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。
管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 広域議員の皆様、おはようございます。松澤一雄議長様のほうからお許しをいただきましたので、一言管理者としての挨拶をさせていただきます。

本日ここに秩父広域市町村圏組合7月定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともども大変お忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

議案の説明をする前に、一つだけ皆様にご報告したいことがございますので、それを申し述べてから議案説明に入らせていただきます。そのことでございますが、これはまさしく組合の4大事業の一つでございます秩父クリーンセンター基幹的設備改良工事の進捗状況ということで報告を申し上げます。本工事につきましては、おおむね計画どおり進んでおり、この議場から見える発電施設、こちらのほうに施設が見えると思っておりますので、帰りにでもごらんいただきたいというふうに思います。この発電設備と既存設備との配管工事（配管）、そして電気配線の関係の接続工事、これが終了いたしました。本日から発電設備、蒸気タービンの自主点検に入り、そして発電機の調整を行いまして、7月末には発電を開始する予定となっております。この発電が開始されますと、このクリーンセンターで使用する電力、これは全て発電設備から供給されることとなりまして、焼却炉また発電設備の停止時以外は、電力会社からの電力の供給を受けなくて済むこととなります。9月に経済産業省所管の登録審査機関の使用前安全審査を受けまして、この審査に合格した後に売電が可能となります。これによりまして、電気使用料が減る部分と、そして売電により年間で約9,500万円の節減効果が見込まれます。また、自家発電ができるようになりましたので、万が一電力供給がとまったときでも、焼却炉をとめることなくごみ処理ができることとなります。だから、電気がとまって発電がとまると、そこからまた立ち上げるとダイオキシン等々、いろいろ内部から立ち上がる時に発生するという、そういうふうな心配がありました。これは電気がとまってもそのまま稼働できるということで、本当立派な施設になるというふうに思います。完成引き渡しは12月となります。議員の皆様、そして地元の皆様にご理解いただき、発電設備を備えた施設の更新ができ、平成42年度を目標にこの先15年以上施設を延命化することで、廃棄物処理のライフサイクルコストが軽減できることに、改めて私といたしましても感謝したいというふうに思います。

以上、クリーンセンター関係の1件でございます。いよいよ完成ということで、大変な節減効果があるということで報告をさせていただきました。

では、議案の概要に入らせていただきます。本日7月定例会に提出いたします議案は、全部で3件でございます。議案第12号は、秩父広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例で、昨年8月に福知山の花火大会であった事故を踏まえまして、消防施行令の一部改正が行われましたので、本改正に伴い所要の改正を行いたいものでございます。

議案第13号は、財産取得で、秩父消防署小鹿野両神分署に配備する消防ポンプ自動車、これを財産として取得したいため、提案するものでございます。

議案第14号は、秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について、これは委員の任期満了に伴い、後任の委員を議会の同意を得て選任したいため、提案する議案でございます。

以上議案の概要を申し上げましたが、詳細につきましてはこれより事務局からそれぞれ説明を行います。ご審査の上、ご可決を全て賜りますようお願いを申し上げます。

いよいよ夏本番を迎え、大変暑い日がこれから続きます。議員の皆様には、どうかお体をご自愛いただき、ご健勝で秩父圏域の発展と振興のためにご活躍いただきますよう、心からご祈念申し上げます。管理者としての挨拶とさせていただきます。では、7月定例会よろしく願いいたします。

以上です。

○一般質問

議長（松澤一雄議員） これより一般質問を行います。

お手元に配付してあります一般質問通告一覧表に従いまして順次発言を許します。

発言に入る前に一言申し上げます。質問者においては、その内容を端的に述べられ、またこれに対する答弁も要点を簡明に述べられるよう特にお願いをいたします。

それでは、発言を許します。

1番、浅海忠議員。

（1番 浅海 忠議員登壇）

1番（浅海 忠議員） 皆さんこんにちは。1番秩父市議会の浅海でございます。

通告をしてありますが、まず初めにことしの梅雨も雨が平年の約3倍近くも降り、不安定な天候に悩まされたわけですが、昨日梅雨明けとなりました。いよいよ夏本番となります。各地で夏祭りが開催され、にぎわいをつくっています。

初めての試みとして埼玉県と秩父地域おもてなし観光公社が主体となり、東京都江戸川区東葛西中学校193名の生徒による民泊修学旅行が実施され、秩父地域72軒の家庭で宿泊体験を実施していただきました。あいにくの天候にもかかわらず、無事に終了できたということで厚く感謝申し上げます。これも秩父地域1市4町が一体となったの取り組みとしての今後の展開に期待が持てます。次をまた楽しみにしております。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

初めに、火葬場の建設についての今後の取り組みであります。詳細設計も進み、設計価格の決定、予定価格の設定、入札の実施、落札、そして業者の決定、工事契約の締結、議会の議決と予定どおり実施できることを願っているのは私だけではないと思います。しかしながら、ことしに入ってから東日本大震災復興事業や東京オリンピックの建設特需により、人件費や資材費の高騰が続き、

多くの公共団体で入札の不調が相次いでいます。秩父市においても、市役所、市民会館の建設工事の入札が不調に終わり、秩父市では建設費の高騰化が鎮静化するまで延期するとの見解を示しました。私は、現在の状況を見たときに2020年の東京オリンピックまでは、建設費が鎮静化するとは到底考えられないと考えています。万一火葬場の入札が不調になった場合、建設についてどのような取り組みをしていくのか、入札業者に地元業者等、制限を設定するのか、また制限を撤廃して広く全国から応札する業者を募るのか、また予算の増額等を行うのか。予算額は、そのまま設計変更をするのか何うものであります。

次に、水道事業広域化について伺います。昨年度関係自治体による協定も調い、本年4月より秩父市水道部内に広域化準備室が発足しました。2年後の平成28年度から、この秩父広域市町村圏組合の組織に統合するべく準備が始まりました。これから組織統合までの事務作業などやるべき事案について、広域化準備室との連携について、時系列で具体的な説明を求めるものであります。

壇上からは以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（松澤一雄議員） 1番、浅海忠議員の質問に対する答弁を求めます。

事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 1番、浅海議員の質問の1の新火葬場建設についての今後の取り組みは、①の建設費高騰の対応、資金計画につきましてお答え申し上げます。

ご案内のとおり、昨今の建設費高騰を原因といたします自治体が発注いたします建設工事の不調、不落が全国的な問題となっております。本組合の新火葬場建設事業につきましても、既に議員の皆様にお示してございます基本設計におけます概算事業費の範囲、これは当初予算に計上させていただいた金額でございますけれども、この範囲では非常に厳しい情勢であるという、現在判断をしておるところでございます。この原因と考えられますのは、先ほど浅海議員さんからもお話ございましたように、最近の急激な労務単価や資材の高騰に対しまして、国や県の積算基準が追いつかないようなこと、したがって設計の積算額と業者の見積額に大きな差が出てしまうことが挙げられます。また、受注から竣工までの工期が比較的長い場合には、その間の物価上昇を見込んだ業者の見積額、入札額になるわけでございますけれども、そういった可能性もあるわけでございます。さらに、東北地方の震災復興でございますとか、東京オリンピックの関連の工事が増加している中で、人材、資材が不足しているため、業者においても積極的に受注できない実情もあるというふうに、そういった原因があるというふうに考えているところでございます。

しかし、当組合の新火葬場建設につきましては、これは早期建設が地域住民の悲願でございますので、近隣住民への黒煙ですとか、臭気等で大変ご迷惑をおかけをしていることを踏まえまして、一刻も早く事業を進めることが一番大切なことであると考えているところでございます。このため、現在進めております実施設計におきまして、事業内容を十分に精査いたしまして、積算額の上昇を

可能な限り抑えてまいる所存でございますけれども、不調、不落とならないためには、実勢の工事費用に見合った積算額といったことも必要であるという判断をしている状況でございます。実施設計の積算につきましては、8月末に完了する予定でございます。その積算額の結果につきましても議会の皆様にもお示しして、ご協議をいただきたいと考えているところでございます。そういった中で、どうしても当初の予算額では足りない場合には、大変申しわけないのですが、補正予算をお願いすることもあるということでございます。しかし、補正予算をお願いする場合においても当組合の財源につきましては、構成市町に全額頼らざるを得ないという状況でございますので、極力補正予算の額を圧縮できるように、調整を続けてまいりたいと考えているところでございます。

次に、②の万一入札が不落、不調となった場合の処置につきましてお答え申し上げますけれども、先ほども申し上げましたように、この事業は一刻も早く事業を進めることが必須条件でございますので、事業の中止ですとか、延期は想定できないという強い意思を持って現在進めております。このため不調、不落とならないような適正な積算をいたしまして、そしてなお、業者間の競争原理がより強く働くように入札を工夫していく所存でございます。しかし、それでも不調、不落のあった場合には速やかに十分な原因調査を行いまして、その結果に基づいた積算ですとか、予算額の見直し、またはになりますけれども、設計の一部変更、またあるいは一般競争入札の応札条件等の拡大等の適切なあらゆる手だてを講じまして再入札を行い、当初計画の完成予定期日におくれが生じないように努めてまいる所存でございます。

以上が新火葬場についてでございます。

次に、2の水道事業の広域化の取り組みについてお答え申し上げます。議員さんもお案内のように、平成28年4月から組織統合に向けての準備態勢が現在行われているわけでございますけれども、本年4月に秩父市水道部内に広域化準備室が設置されまして、平成28年4月に本組合で共同処理する事務に、水道事業に関する事務を加えることで調整が現在進められているところでございます。本調整に当たりまして、秩父地域水道広域化委員会が組織されました。これは、構成市町の水道の部課長さん、また県の担当課長さん等々で組織されております。その下部組織として、業務分野ごとに調整項目を行う6つの専門部会が置かれているということでございます。本組合からも私事務局長が、この広域化委員会のほうに委員として、また調整会議のほうには管理課長、そして専門部会には、これ総務の専門部会でございますけれども、管理課の担当職員がメンバーとして参加をしているという状況でございます。広域化準備室では、平成27年2月の上旬を目指しまして、広域水道化の基本構想、基本計画の策定を現在進めていると伺っております。本組合としましても、広域化の指針となりますこの基本構想、基本計画策定に合わせまして、広域化準備室と連携いたしまして、水道事業の体制整備の調整を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、今後の予定でございますけれども、大きな事務としましては本組合では規約の改正という事務がございます。これは、共同処理する事務に水道事業に関する事務を加える改正となるもので

ございますけれども、改正にはご案内のように関係市町の事前協議、県との連絡調整を経まして、自治法の規定によりまず関係市町の議会の議決、そして法定上の協議の後に県知事への申請・許可という手続になるわけでございます。なお、皆野町と長瀬町につきましては、皆野・長瀬上下水道組合でそれぞれの水道事業を共同処理していることから、一旦各町に事務を戻した上で本組合の共同処理をする事務とするのか、または本組合で直接皆野・長瀬上下水道組合から水道事業に関する事務を継承するのか、この点についても皆野・長瀬上下水道組合、県の担当課並びに広域化準備室と調整が必要となってくるというふうに考えているところでございます。現段階では、来年になりますけれども、平成27年6月の各市町の議会で規約変更についての同意をいただけますよう準備を進めてまいる予定でございます。なお、県知事から規約変更の許可があった後でございますけれども、関係する条例の制定及び改正、そして予算、企業会計の予算審議につきましては、この本組合の議会において審議をいただくということになっておりますので、その辺もご承知おきいただければというふうに思っております。水道事業の共同処理に当たりましては、本組合で進める事務も大変な量になるというふうに思っておりますので、広域化準備室と連携を密にいたしまして、事務に当たってまいりたいということでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（松澤一雄議員） 1番、浅海忠議員。

1番（浅海 忠議員） 浅海です。それぞれ局長のほうから答弁をいただきましてありがとうございます。ありがとうございました。

初めに、水道の関係ですけれども、実は秩父市議会においても6月の議会で、水道事業の特別委員会が設置をされました。ここにいる荒船功議員の委員長のもと、昨日も委員会がありましたけれども、今秩父市の水道事業についての精査を行っているところです。ですから、これについてもこれから1市4町ということで、ましてや特に施設の改修ですとか、大変長期間また膨大な費用がかかるということですので、これから広域化に向けて、28年ですか、あっという間に期限が来てしまうと思います。ぜひ準備室のほうと連携をして取り組んでいただければと思います。これについては、答弁は結構です。

火葬場のことにつきまして、管理者に伺いたいと思います。事務局長からも説明がありました。一番よろしいのは、とにかく1回で入札が成立することを私も望んでいるのですけれども、先ほどの説明でももう既に補正を組まなくてはどうも予算的に厳しいというお話もありました。そうした中で、実は隣の、隣のということと表現があれですけれども、東京オリンピックの関係で国立競技場の解体の入札がやはり不調というのが出ました。5月の入札で6月、そうしたところ、そのときにはやはり制限付きの一般競争入札だったのが、6月に行って先日開札したら、逆に何社かが予定の金額よりも安い金額で応札して、今逆に安いので、調査をしているというふうなことが報道がありました。できることであれば、当然地元の業者にこういったものもやはり地域の事業者の育成方法、

そういったことがありますから、やっていただきたいというのがやまやまなのですが、やはり大きな予算が絡むことですから、秩父市の市役所のほうもそうだったので、この火葬場については、特に先ほど事務局長が言われましたように、一刻も早くやりたいということですので、万一入札が不調になったときに、そういった撤廃を広く考えるというようなこともありましたけれども、その辺についての考え方を管理者から伺えればと思います。よろしくお願いします。

議長（松澤一雄議員） 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 まず、浅海議員の2つの質問、水道広域化とこの入札に関して、大変重い質問だというふうに思っています。私もこの質問をいただいたときに、どういうふうに持っていかということで、自分の頭の中を整理をしていました。きょう実は、この議会前に理事の方々に副管理者とともにお集まりいただき、この入札に関して協議をさせていただきました。趣旨、大きな目標としては、やはりこれを1回の入札で成功、落札してもらおうと、成功させるということ、これが一番であり、これはとりもなおさず早期建設という、そういう大きな目標であります。今議員からご指摘のとおり、秩父市の新庁舎、市民会館建設では不落延期というふうなことになってしまいましたが、この火葬場に関してはこういうことなく、まさに事務局長が答弁したように秩父地域全体の住民の悲願、これも1年、2年ではなくて10年以上にわたる大きな悲願であったと。これは、もちろん地元の下宮地の方々にとっても早期建設をしてほしいという、そういうことであり、そういうところで1回の入札、応札で落札してもらおうということで、どうしたらいいかということで協議をさせていただき、副管理者、理事、私を含めて共通した意識、考え方という、この入札形態ということで考えがまとまりました。それで、まず秩父にこだわらずに単体で応札する。もしくは2社、3社のJVでいくということ。これは、秩父にこだわらずに応札してもらおう業者という条件です。ただ、その業者ですけれども、850点以上の、秩父市とすれば特Aですけれども、その条件という企業で、それぞれ市、町に許可された業者、これが何百社かあるということなのですから手を挙げていただいて応札してもらおうということ。ただ、大きな条件を一つつけさせていただきます。これは、この工事に対して下請人の選定ということは、これは秩父地域の活性化を踏まえまして、原則として市、町の下請人を選んでいただくということを条件とさせていただきます。繰り返すようですけれども、応札していただくのは地域の要件を問わない、また秩父地域に対して、いわゆるゆりげたを履かせるとか、利点をそこに充てるとか、そういうふうなことではなくて、広く平等に、また競争原理を十分に働かせた形の入札形態にするということで、管理者、理事の意見がまとまっています。そのような形で絶対に応札に対して落札していただくということで、進めていきたいと思っております。繰り返すようですけれども、これ何としてでも成功させたいという思いの中で、議員の皆様も同じ気持ちであると思いますが、ぜひ議員の皆様のご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（松澤一雄議員） 1番、浅海忠議員。

1番（浅海 忠議員） 1番、浅海です。

今管理者のほうから何としても1回で落とすという力強い決意をいただきました。多少予算が上がったとしてもぜひ1回で落ちるように、よく念じてお願いをしたいと思います。やはり地域の人、秩父地域全員が早くできることを願っていますので、先ほど言われました入札についても、広くそうやって呼びかけるということもお聞きしましたので、期待をしまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（松澤一雄議員） 1番、浅海忠議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（松澤一雄議員） これより議案審議に入ります。

議案第12号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

消防長。

（若林利忠消防長登壇）

若林利忠消防長 議案第12号の秩父広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本条例の一部改正に至った背景ですが、議員の皆様もご承知のように平成25年8月15日京都府福知山市の花火大会会場において火災が発生し、死者3名、負傷者56名を出す大惨事がありました。この事故を踏まえて、消防法施行令の一部を改正する政令が公布され、これに伴い国で定める市町村火災予防条例（例）について所要の改正が行われました。この国の改正を受けて、秩父広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正したいものでございます。改正の概要については、別紙参考資料の火災予防条例改正概要をごらんいただきながら、お聞きいただければと存じます。

1点目は、多数の者の集まる屋内または屋外での催しに際し、対象火気器具等を使用する場合は、消火器の準備を義務づけたものでございます。ここでいう催しは、神社、お寺等の祭礼、縁日、花火大会、展示会等多くの人が集まるイベントをいいますが、近親者によるバーベキュー、幼稚園等での父母が主催する餅つき大会等、集まる人が相互に面識があるものについては対象外とさせていただいております。また、対象火気器具については、露店等で使用するガスこんろ、グリドル、発電機等があり、暖をとる移動式ストーブ等も含まれます。

2点目は、多数の者の集まる屋外での催しに際し、対象火気器具等を使用する露店等を開設する者は、消防機関に届け出をしなければならないこととなります。なお、届け出の様式等については、

火災予防条例施行規則で定めることとなっております。例を挙げますと、商店街主催の夏祭り等でガスこんろを用い、鉄板で焼きそば等を調理し販売する場合には届け出が必要になります。

3点目として、多数の者の集まる屋外での催し物のうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に、人命または財産に特に大きな被害を与えるおそれがあるものについて認めるものを指定催しとして指定することとなります。この指定催しの要件ですが、1日当たりの人出予想が10万人以上のもの、露店等の出店数が100店以上となるもの、この両方に該当する場合を予定しております。なお、指定しようとする場合は一方的に指定するのではなく、あらかじめ当該催し物を主催する者の意見を聞く機会を設けることとなっております。また、指定した場合は指定した旨の通知、告示も行うこととなっております。現時点で、当秩父広域管内では秩父神社の例大祭に伴う、秩父夜祭が該当することになると思われま。ちなみに、秩父市吉田の龍勢祭は露店の出店数が50店舗前後ですので、指定催しには該当しないこととなります。参考に申しますと、近隣で熊谷市ではうちわ祭と花火大会が該当することになると聞いております。そして、指定催しを主催する者は防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成し、消防機関に届け出しなければならないこととなります。なお、この届け出様式等についても火災予防条例施行規則で定めることとなります。これらの規定のうち、指定催しを主催する者が防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成し、消防機関に届け出しない場合には罰則規定も設けられております。

本条例の施行については、本年8月1日を考えておりますが、この条例の一部改正の準備段階で関係機関には事前に説明を行ってまいりましたが、該当する場合にも丁寧に説明をし、指導させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（松澤一雄議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

3番、木村隆彦議員。

3番（木村隆彦議員） 3番、木村でございます。

この条例改正の中で、エリア的なものというものが全然出てこないのですけれども、例えば秩父夜祭で行った場合に、ミューズパークに観光バスが着くと思うのですけれども、その辺で露店をやった場合に、そういった範囲に含まれるのかどうかというのも含めて教えていただければと思います。

議長（松澤一雄議員） 予防課長。

（坂本哲男予防課長登壇）

坂本哲男予防課長 3番、木村議員さんのご質問についてお答えします。

ミューズパークに駐車場等を設けるわけですけれども、ミューズパークに露店等を設けた場合に

は対象とさせていただきます。指定催しとする場合の具体的指定場所ですけれども、秩父神社周辺一円を考えております。秩父神社周辺一円といいましても一概につかみにくいものなので、詳しく申しますと、秩父神社、秩父公園、道の駅、それらにつながる県道、市道、国道等を含めまして、それらにかかわる場所と、交通規制のかかる部分について指定催しの指定区域とさせていただきますと思います。

以上でございます。

議長（松澤一雄議員） 他に質疑ございませんか。

6番、高野議員。

（6番 高野 宏議員登壇）

6番（高野 宏議員） 6番です。

45条関係のことでちょっとお伺いしたいのですけれども、これ届け出の義務というところで、例えば自治会等で行う納涼祭とか、こんろとかいろいろ使うわけですけれども、それとあと防災訓練でも例えば炊き出し訓練とか、発電機等を使うわけですけれども、どの程度、これそこまで届け出というのはどのぐらい幅があるのでしょうか、ちょっとお聞きしたいのですが。

議長（松澤一雄議員） 予防課長。

（坂本哲男予防課長登壇）

坂本哲男予防課長 6番、高野議員さんからのご質問についてお答えします。

防災訓練とか話がありましたけれども、自治会単位の納涼祭とかで説明すると理解しやすいと思いますので、それを例にとって説明したいと思います。自治会単位で主催する納涼祭、夏祭りなどで、その地区の住民のみならず広く一般に開放して、地区外の人たちなど不特定多数の人が参加できる場合は対象とさせていただきます。ただし、参加者や来場者がその地区の住民のみであるなど、相互に面識のある者のみが集まる場合は、集まる者の範囲が個人的なつながりになりますので、対象外とさせていただきます。したがって、地区の防災訓練等については、その地区の人たちのみで面識のある方たちが参加するのみですので、対象外になると思います。

以上でございます。

議長（松澤一雄議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（松澤一雄議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（松澤一雄議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長（松澤一雄議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長（松澤一雄議員） 総員起立であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（松澤一雄議員） 次に、議案第13号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

消防長。

(若林利忠消防長登壇)

若林利忠消防長 議案第13号 財産の取得につきましてご説明申し上げます。

本議案は、秩父消防署小鹿野両神分署に配備する消防ポンプ自動車の取得について、秩父広域市町村圏組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定に基づき議決をお願いするものでございます。

現在、秩父消防署小鹿野両神分署に配置されている消防ポンプ自動車が配置から20年が経過し、エンジン及びポンプ周りの老朽化が著しくなったため、災害出場等に支障を来す前に更新整備を図りたいものでございます。消防車両は、火災出場等の場合、エンジンやポンプに大きな負担をかけますが、この車両も老朽化により、ここ数年でエアータンクの漏れやクラッチ盤の交換、冷却水バルブ、止水弁、逆止弁等の修理を行ってきております。一方、今回取得したい消防ポンプ自動車は、北分署に整備した車両とほぼ同様の総排気量は4000cc、消防専用シャーシ3トン級で、ポンプ性能は国家検定のAの2級、水槽容量0.6トンを有し、圧縮空気泡消火装置を装備しております。この装置は、少ない水量で消火効果が大きく、通常の水だけの消火に比べ、数倍の消火効果があり、水損防止や消火活動がしやすいとのメリットがあります。なお、この取得金額につきましては、消費税込みで3,207万6,000円でございます。この財産の取得につきましては、去る6月26日に7業者による指名競争入札により入札を執行しましたが、株式会社モリタ東京営業部が税抜き価格2,970万円で落札をしております。落札率は92.81%でございました。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（松澤一雄議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

4番、落合芳樹議員。

4番（落合芳樹議員） 以前の質疑で消防自動車、メーカーが2社、トヨタと日産があるというよう
な……

（「救急車ではないの」と言う人あり）

4番（落合芳樹議員） それ救急車だったか。消防自動車もそうかなと思ったのですが、いずれにし
ても自動車メーカーはどちらの車かお尋ねします。

議長（松澤一雄議員） 警防課長。

（赤岩和彦警防課長登壇）

赤岩和彦警防課長 4番、落合議員さんのご質問についてお答えいたします。

シャーシメーカーはどこかということで、の質問かと思えます。入札により、落札業者が株式会
社モリタ東京営業部に決定をいたしました。その後、株式会社モリタ東京営業部との事前打ち合わ
せ会議によりまして、シャーシについては日野自動車株式会社製を使いたいという旨の申し出があ
りましたので、当消防本部といたしましてはその旨を了承し、日野自動車株式会社製としたもので
ございます。

以上でございます。

議長（松澤一雄議員） 4番、落合芳樹議員。

4番（落合芳樹議員） シャーシメーカーは、日野自動車という答弁をいただきましたが、私勘違い
しておりまして、救急車がトヨタと日産、2社、シャーシメーカーのほうは何社あるのか、再度お
尋ねいたします。救急車は2社だけだという話で、今回日野自動車ということになったのですけれ
ども、シャーシメーカーというは何社ぐらいあるのか。

議長（松澤一雄議員） 警防課長。

（赤岩和彦警防課長登壇）

赤岩和彦警防課長 4番、落合議員さんの質問につきましてお答えを申し上げます。

シャーシメーカーは何社あるかというご質問でございますが、消防自動車につきましては、現在
私どもで把握しているシャーシメーカーは、いずれ、三菱、日産でございます。トヨタは救急車で
ございます。一応3社で……

（「4社だよ」と言う人あり）

赤岩和彦警防課長 日野も入れて、4社という考えでおります。

以上でございます。

議長（松澤一雄議員） 4番、落合芳樹議員。

4番（落合芳樹議員） この小鹿野両神分署に配備するというので、今年度中に西分署が完成予定

ということで、完成後はそちらで、確認ですけれども、使われるということによろしいでしょうか。

議長（松澤一雄議員） 消防長。

（若林利忠消防長登壇）

若林利忠消防長 4番、落合議員さんの質問についてお答え申し上げます。

現在西分署を建設しておりますが、ご存じのように小鹿野両神分署と吉田分署の統合分署でございます。西分署の建設予定がおおむね2月、完了予定ですが、消防車両の納車もおおむね2月になっておりまして、西分署が完成し、運用するときには新しい車両が入って運用したいというふうに考えております。ほぼ同時になるかなと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（松澤一雄議員） 他に質疑はございませんか。

5番、山中進議員。

5番（山中 進議員） 5番、山中です。

2点ほど伺ひいたします。1点は、今聞いていたら20年というお話ありましたが、確かに水回りで、水を扱う車なものですから、さびも相当来ると思いますが、20年という基準みたいなものがあるのか、それと分署が統合したことによって、消防自動車が増えるという言い方はおかしいのですけれども、まだまだ買いかえなければならぬ消防自動車もあろうやと思うのですが、その辺で分署が統合して消防自動車が減って消火に支障を生じてもらっては困りますので、それらを含めてサイクルというか、まだ欲しいという部分もあったりするのか、例えばはしご車なんかも欲しいような話していただきましたけれども、あと何台ぐらいあるのか、確認のためにお伺ひいたします。

議長（松澤一雄議員） 消防長。

（若林利忠消防長登壇）

若林利忠消防長 5番、山中議員さんの質問にお答え申し上げます。

まず、消防車両の20年という根拠ということなのですが、特に消防車両については部品が調達できれば修理をしながら使っていきたいというふうを考えておりますが、一般車両についてはメーカーのほうで、おおむね10年間は保証するというところでございます。その後も各メーカーで、在庫等があればそれを調達できますので、それを調べながら修理をするわけですが、20年以上たちますと調達がなかなか難しくなったり、特殊な部品でございますと、金型がないと特注になる等、修理の期間が長くなったり等のふぐあいが生じます。そこで、埼玉県内の北部の各消防本部にもどのぐらい消防車両を使っているのかをいろいろ調査をしております。各消防本部の計画の年数なのですが、熊谷市はおおむね15年で更新ということで聞いております。深谷市が15年から20年、これは幅がありますが、その状況を見て更新し、児玉郡市が15年で更新、行田市は10年で更新です。これあくまでも計画ですが、おおむねそのような更新の予定でおります。どこの消防本部も修理等を余り時間をかけるのは、ふぐあいが続きますと、体制に支障が出るということで、おおむねそのような計画となっております。

次に、西分署の場合、小鹿野両神分署の車両が新しくなります。そして、吉田分署に現在使用している車両がありますが、その車両はまだ数年使用可能でございますので、西分署統合分署の、当初は今度の新しい車両と吉田分署の車両と当面は2台置いていきたいと思っております。この理由は、南分署には水槽車があります。北分署については、水難救助用の車両が置いてありますが、トータル的に考えて車両を余り減らすのも、いざというときに体制上よくないかなと思っておりますので、当分は2台という体制でいきたいと思っております。もう一方、現在緊急消防援助隊で国のほうから増隊の要請も来ております。これから検討していかなくてはいけないのですが、そういうような場合に本署の秩父1という車両は、緊急消防援助隊でもし出動しますと、そのカバーをするためにもやはり車両が必要になってまいりますので、できれば小鹿野両神分署の車両を1台更新し、1台廃車のみで当分はいきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

議長（松澤一雄議員） 5番、山中進議員。

5番（山中 進議員） 5番、山中です。

もう一点は、まだ買いかえる車があるのではないかという確認の質問です。

議長（松澤一雄議員） 警防課長。

（赤岩和彦警防課長登壇）

赤岩和彦警防課長 5番、山中議員さんの質問につきましてお答え申し上げます。

今後車両の更新についてということの、ご質問かと思っております。今後消防車につきましては、南分署に配置しております、旧荒川分署で使っておりました消防車が、平成8年度に更新整備されておりますので、ぼちぼち更新の時期というふうに捉えております。その後の車両の更新につきましては、先ほど山中議員さんからもご指摘がございましたはしご車の件でございます。はしご車も昭和63年に整備をしております、今年度で26年経過することから、はしご車につきましても、今後更新を皆様にご理解をいただきまして進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（松澤一雄議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（松澤一雄議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（松澤一雄議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(松澤一雄議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(松澤一雄議員) 総員起立であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(松澤一雄議員) 次に、議案第14号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

管理者。

(久喜邦康管理者登壇)

久喜邦康管理者 人事案件でございますので、私のほうで議案の説明をさせていただきます。

本組合公平委員会委員である猪野尚さんにつきましては、本年7月31日で任期満了となるため、新たに小泉和夫さんを議会の同意を得て選任したいため、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づきましてご提案するものでございます。

小泉和夫さんは、横瀬町大字横瀬6020番地11にお住まいで、昭和16年10月25日生まれの満72歳でございます。秩父市役所を定年退職された後、平成18年9月に横瀬町公平委員会委員に就任され、現在2期目をお務めでございます。地方公務員法に規定する公平委員会委員の選任基準である、まず人格が高潔で、そして地方自治法の本旨及び民主的で能率的な事務処理に理解があり、そしてかつ人事行政に見識がある者に合致する方であると存じております。なお、委員の任期ですが、地方公務員法第9条の2第10項の規定により、本年8月1日から平成30年7月31日までとなります。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

議長(松澤一雄議員) 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(松澤一雄議員) 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(松澤一雄議員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(松澤一雄議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は、これを同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(松澤一雄議員) 総員起立であります。

よって、議案第14号はこれを同意することに決しました。

○閉会の宣告

議長(松澤一雄議員) 以上で今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、秩父広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時00分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年7月23日

議 長 松 澤 一 雄

署名議員 大 野 喜 明

署名議員 大 澤 径 子

署名議員 齊 藤 實